

## ○人文社会系研究倫理指針

〔平成24年 7月25日  
人文社会系部局細則第7号〕

改正 平成25年人文社会系部局細則第5号

### 人文社会系研究倫理指針

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 責務（第3条・第4条）
- 第3章 人文社会系研究倫理審査委員会（第5条～第12条）
- 第4章 同意獲得手続等（第13条・第14条）
- 第5章 雜則（第15条・第16条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この指針は、人を対象とする研究に関し、人間の尊厳及び権利を守るとともに、人文社会系（以下「系」という。）に所属するすべての研究者等が、社会の理解及び協力を得つつ、より円滑にかつ適切に研究を遂行できるように必要な事項を定めることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人を対象とする研究 人文社会科学に関する調査及び実験のうち、個人又は集団を直接の対象とし、倫理的な問題を生じる可能性のあるものをいう。
- (2) 研究責任者 系の教員のうち、人を対象とする研究を行う者をいう。ただし、系の教員でない者でも、第4条に定める委員会の議決を経て、系長が特に承認した場合には、研究責任者になることができる。
- (3) 対象者 人を対象とする研究のため個人情報、データ等を提供し、研究対象となる者をいう。
- (4) 協力者 研究責任者が行う、人を対象とする研究に協力する者をいう。
- (5) 分担者 研究責任者の下で又はそれと共同して研究を実施する者をいう。

- (6) 代諾者 対象者の親権者等、対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者をいう。
- (7) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含む。）をいう。

## 第2章 責務

### （研究責任者の責務）

第3条 研究責任者は、対象者の尊厳及び権利を守らなければならない。

- 2 研究責任者は、一般的に受け入れられた科学的合理性及び倫理的妥当性が認められない研究並びに危険が予測され安全性を十分に確保できると判断できない研究を実施してはならない。
- 3 研究責任者は、研究を実施するに当たり、対象者を含む協力者に対し当該研究に関する必要な事項について十分説明するものとする。
- 4 研究責任者が個人情報、データ等を収集又は採取するときは、第13条に定める手続に従い、原則としてあらかじめ対象者の同意を得るものとする。
- 5 研究責任者は、第14条に定める個人情報の保護に係る責務を負う。
- 6 研究責任者は、個人の尊厳及び権利を守る観点から重大な懸念が生じた場合並びにその他有害事項が生じた場合は、遅滞なく系長に報告しなければならない。

### （系長の責務）

第4条 系長は、系における研究が倫理的、法的又は社会的問題を引き起こすことがないよう、研究責任者に対し、研究を実施するに当たり対象者を含む人間の尊厳及び権利を尊重し、個人情報を保護しなければならないことを周知徹底しなければならない。

- 2 系長は、研究計画が筑波大学におけるヒトを対象とする研究の倫理に関する規則（平成18年法人規則第7号。以下「法人規則」という。）及びこの指針に適合しているか否かについて審査を行わせるために、人文社会系研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 3 研究責任者が研究計画等の必要な情報を提出したときは、系長は当該研究が法人規則及びこの指針に適合しているか否かその他研究の適正な実施に関し必要な事項について、原則としてあらかじめ委員会に意見を聞くものとする。また、研究責任者が前条第6項の規定に基づく報告を行ったときは、系長は遅滞なく委員会に意見を聞かなければならぬ。
- 4 系長は、委員会の意見を尊重し、研究計画の承認、不承認若しくは非該当を決定し、又はその他必要な事項を決定し、遅滞なく研究責任者に通知しなければならない。この

場合、系長は委員会が実施又は継続が適当でない旨の意見を述べた研究については、その実施又は継続を許可してはならない。

- 5 系長は、審査の結果及び審査経過について情報公開請求があった場合は、原則としてそれらを公開しなければならない。ただし、対象者等の尊厳及び権利を侵害するなどのおそれがある場合には、一部又は全部につき非公開とすることができます。
- 6 系長は、情報公開請求がない場合でも、非公開とすべき部分を除き情報公開を行うことができる。

### 第3章 人文社会系研究倫理審査委員会

#### (任務)

- 第5条 委員会は、研究責任者が行う人を対象とする研究につき、系長の諮問に応じ、法人規則及びこの指針に適合しているか否かその他研究の適正な実施に関し必要な事項について、倫理的観点及び科学的観点から審議し、文書により意見を述べるものとする。
- 2 委員会は、第4条第3項に定める系長の諮問があったときは、前項と同様に審議し、文書により意見を述べるものとする。
  - 3 委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、運営されなければならない。
  - 4 委員会の委員及びこの職にあった者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

#### (組織)

- 第6条 委員会は、次の各号の委員で組織する。
- (1) 系に属する大学教員 5人
  - (2) 研究倫理に関する知見を有する学識経験者（前号の者を除く。） 1人
  - (3) その他系長が必要と認める者 若干人
- 2 前項の委員は、系長が委嘱する。
  - 3 系長は、必要な場合には、個別事案の審理に必要な臨時委員を任命することができる。
  - 4 委員会は、男女の委員で構成するものとする。

#### (委員長等)

- 第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
  - 3 委員長は、委員会を主宰する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### (委員の任期)

第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

#### (定足数)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

#### (審査手続)

第10条 研究責任者は、別に定める研究倫理審査申請書を系長に提出するものとする。

この場合、研究責任者は、実施計画書を、他の外部資金獲得のための書類中の「研究計画書」等に代えることができる。

- 2 委員が研究責任者である場合又は研究の利害関係者である場合は、当該委員は当該審査に加わることができない。
- 3 研究責任者及び分担者は、委員会に出席し、研究計画等に關し説明する。
- 4 委員会は、軽微な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付すことができる。
- 5 前項の迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならない。

#### (審査の判定)

第11条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意に基づき、次の各号の区分によるものとする。なお、審査の判定が第2号又は第3号に該当する場合には、理由を附さなければならない。

- (1) 承認
- (2) 不承認
- (3) 非該当

2 審査結果及び審査内容は、記録として研究終了後5年間保存する。ただし、委員会が必要と認める場合は、これを延長することができる。

#### (審査の結果)

第12条 委員長は、審査終了後、審査経過及び審査結果を遅滞なく系長に報告するものとする。

## 第4章 同意獲得手続等

### (対象者の同意)

第13条 研究責任者が個人情報、データ等を収集又は採取する場合は、原則として次の各号に定める対象者の同意に係る手続を行うものとする。ただし、当該研究領域に係る学会、公的諸機関、学術団体等の定める指針による場合は、それに代えることができる。

- (1) 研究責任者は、対象者に対して事前に研究の意義、目的、方法、予測される結果及び不利益等を十分に説明したうえで、対象者の自由意思による同意を、原則として文書で受けなければならない。
- (2) 研究責任者は、対象者がいつでも同意を撤回することができ、そのことで不利益を受けることがない旨を説明しなければならない。
- (3) 研究責任者は、対象者に同意能力がないと判断される場合又は対象者から同意を受けることが困難な場合には、委員会の承認を得て系長の許可を受けたときに限り、代諾者からの同意をもって対象者の同意に代えることができる。

### (個人情報の保護)

第14条 研究責任者は、個人情報の保護に係る次の各号の責務を負う。

- (1) 研究の結果を公表する場合には、対象者を特定できないように行わなければならない。ただし、対象者の同意がある場合は、この限りでない。
- (2) あらかじめ対象者の同意を得ることなく、同意獲得の際に特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- (3) 当該研究に係る個人情報について利用目的を変更する場合は、改めて対象者に当該変更の内容を説明し、同意を得なければならない。
- (4) 取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (5) 対象者の同意を得ることなく、かつ、正当な理由なく、当該研究に係る個人情報を第三者に提供してはならない。

## 第5章 雜則

### (事務)

第15条 委員会に関する事務は、人文社会エリア支援室が行う。

### (雑則)

第16条 この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この部局細則は、平成24年 7月25日から施行する。

## 附 則（平25.12.25人文社会系部局細則第5号）

この部局細則は、平成25年12月25日から施行する。